

始良市農業委員会総会議事録（令和2年1月）

1. 開催日時 令和2年1月31日（金） 午後1時30分～午後3時3分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（ 17人）

1 番	松元 信道	1 1 番	内村 洋昭
2 番	森 洋一	1 2 番	西 泰行
3 番	岩元 律子	1 3 番	堂前 澄男
4 番	野元 幸雄	1 4 番	今村 逸子
5 番	夏田 恒	1 5 番	内飩 達也
6 番	今西 馨	1 6 番	松尾 博好
7 番	本村 正一	1 7 番	—
8 番	坂元 廣幸	1 8 番	市蘭 由美子
9 番	小長野 誠	1 9 番	米迫 慎二
1 0 番	川島 兼次		

欠席委員 10番委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（ 11人）

1 番	池端 隆志	7 番	白尾 親昭
2 番	新屋敷 幸一	8 番	牧野田 隆平
3 番	中村 政芳	9 番	大重 孝司
4 番	柳迫 勝美	1 0 番	上福元 克己
5 番	犬童 博子	1 1 番	松元 健一
6 番	宇都 和義	1 2 番	湯脇 博信

欠席委員 12番委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5 号 農地の利用目的変更願について
8. 議案第 6 号 農地あっせん申出（貸付 希望）について
9. 議案第 7 号 農地あっせん申出（借受 希望）について
10. 議案第 8 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定

- について
- 11. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
 - 12. 農地あっせんの経過報告
 - 13. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
事務局長補佐兼農地係長
振興係長
農地係参事補
農地係主任主査
振興係主任主査
加治木農林水産係長

始良市農業委員会総会議事録（令和２年１月） （大会議室に全員着席）	
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔１．総会の通告〕 ただいまから、令和元年度 第１１回 始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席農業委員は <u>１８名中、１７名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 <u>なお、本日は、１０番委員 から欠席届が出ております。</u> ————— 会務報告 —————
議 長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明。 ————— 日程第１ 議事録署名委員の指名 —————
議 長	議事日程に入ります。 それでは、日程第１ 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、１６番委員、１８番委員にお願いいたします。 ————— 日程第２ 会議書記の指名 —————
議 長	つぎに、日程第２ 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の ○○事務局長補佐兼農地係長 と ○○振興係長 を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法 第３１条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは

	その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。 関係議案、終了後に入室・着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。 ————— 議案第 1 号 ————— 議長 それでは、日程第 3 議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 事務局長 1 番から 2 9 番について、事務局の説明を求めます。 事務局長 それでは、議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明申し上げます。総会資料は 1 ページです。 委員 こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による、農用地の利用権の設定です。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。公告日は 1 月 3 1 日、契約の始期は 2 月 1 日をそれぞれ予定しております。契約年数につきましては、1 年間で 1 件、3 年間で 5 件、5 年間で 1 8 件、1 0 年間で 5 件で、合計 2 9 件となっております。面積につきましては、合計 1 0 2, 3 6 5 m²となっております。農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 7 ページになりますので、ご確認いただきたいと思います。なお、総会資料の 7 ページ、2 7 番・2 8 番は 1 4 番委員、2 9 番が 3 番委員の関与する議案となっております。つきましては農業委員会等に関する法律 第 3 1 条の規定の議事参与の制限により、議案の議決に参加出来ませんので、よろしくお願いいたします。 議長 以上、第 1 号議案の説明を終わります。 議長 それでは、1 番から 2 6 番について、一括して質疑に入ります。 委員 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。 委員 「質疑・意見なし」 議長 それではお諮りいたします。 議長 議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1 番から 2 6 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
--	--

議 長	委 員	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1番から26番については、原案のとおり決定いたしました。 なお、議案第1号 27番から29番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 27番から28番の関係者、14番委員の退席をお願いします。
議 長	委 員	（14番委員退席） それでは、27番から28番について一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」 それではお諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の27番から28番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、27番から28番については原案のとおり決定いたしました。 14番委員は着席してください。
議 長	委 員	（14番委員着席） 次に、29番の関係者、3番委員の退席をお願いします。
議 長	委 員	（3番委員退席） それでは、29番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」 それではお諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の29番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

議 長	委 員 [賛成多数] 賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、29番については原案のとおり決定いたしました。 3番委員は着席してください。
	委 員 (3番委員着席)
	————— 議案第2号 —————
議 長	次に、日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から2番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明申し上げます。総会資料は8ページです。 今月の申請件数につきましては、2件となっております。 先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから2ページに調査資料がございますので、審議の参考としてください。 それでは、1番についてご説明申し上げます。 譲受人 加治木町反土在住の〇〇、譲渡人 鹿児島市西伊敷在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町漆字廣キ〇〇番 田、980㎡です。 以上で、1番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の1番に関連して、12番推進委員が調査していますが、本日欠席ですので、代わりに7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員 はい。7番農業委員が報告いたします。
	調査の内容は、資料の1ページに記載してございます。1月の22日、譲受人宅を訪問して、聞き取り調査、並びに申請地を調査いたしました。譲受人は現在、申請地を耕作しており、トラクター、コンバイン、大型機械が揃っており、労働力、すべてにおいて問題ありません。当申請地は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。
	以上、報告します。
議 長	次の、2番について事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、2番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 脇元在住の〇〇、譲渡人 豊留在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、豊留字貝柄下〇〇番 田、508㎡です。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の2番に関連して、3番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。3番推進委員です。それでは調査の報告をいたします。 令和2年1月22日、譲受人と申請地でお会いして、聞き取りをいたしました。申請地は12月の総会でも報告しました、山田口の〇〇から北へ150m行ったところ。先月、現地の方所の隣地で、前は田んぼ、現況は畑になっておりました。譲受人は、今後はその畑で、利用して野菜を作っていきたいということで、譲受人の労働力は、夫婦二人で十分有り、機械につきましては、先般の報告でも申し上げましたように、機械についてはですね、必要に応じて、リースで対応していきたいということでした。現在の耕地面積ですが、田んぼが1,054㎡、畑が7,192㎡、合計8,246㎡で、今回の508㎡を含め、8,754㎡の耕作となり、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、報告終わります。
議 長	これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から2番について一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番については、原案のとおり決定いたしました。

	議案第3号 議 長 次に、日程第5 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1 番から3 番について、説明をお願いします。 まずは、1 番について、事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は9 ページでございます。今月の申請件数につきましては、3 件となっております。 それでは1 番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、兵庫県西宮市在住の〇〇。土地の所在は、下名字宮脇〇〇番〇 畑、2 5 4 m²です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり1 0 ha 未満の区域内の農地であり、農地区分は第2 種農地と判断されます。転用目的は宅地拡張で、理由としましては、現在、庭として利用しているためとのことです。資金のほうは、もう現在、すでに現況のとおり利用しているため不要ということで、改良区の意見書のほうは、区域外のため不要となっております。 以上で、説明を終わります。 議 長 ただいまの説明の1 番に関連して、2 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委 員 2 番推進委員です。それでは、報告いたします。 農地区分は、第2 種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置であります。光楽時から北に約3 0 m の位置であります。被害防除の現況といたしまして、東が宅地、西が水路、南が宅地、北が宅地であります。申請実現の確実性ですが、転用済のため確実である。条件及び特記事項については、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としては、許可意見であります。 終わります。 議 長 次の、2 番について、事務局の説明を求めます。 事務局 それでは2 番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、千葉縣市川市在住の〇〇。土地の所在は、脇元字町ノ後〇〇番〇 畑、2 4 1 m²です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が近隣商業地域に指定されており、農地区分は、第3 種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、隣接地の方々に迷惑をかけない為に、駐車場として利用したいとのことです。こちら施工済のため不要となっております。意見書につきましても、区域外のた
--	---

議 長	め不要です。なお、始末書及び被害防除計画書の添付がございました。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明の2番に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。3番委員です。報告いたします。 農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、脇元地区公民館から北東に約100mの位置です。被害防除現況としまして、東は宅地、西、始良市道、南、宅地、北、宅地です。申請の実現の確実性は、転用済のため不要です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 終わります。
議 長	次の、3番について、事務局の説明を求めます。 それでは3番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、蒲生町下久徳在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町下久徳字上水流〇〇番〇 田、230㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は通路で、理由としましては、亡父が昭和50年頃から自宅への進入路として開設し、使用しており、今回相続に伴い現況に合わせる為、申請をお願いするものですとのことです。資金計画につきましては、通路として利用しているため不要です。また、改良区の意見書のほうは、区域外のため不要となっております。なお、顛末書及び被害防除計画書の添付がございました。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の3番に関連して、12番推進委員が調査していますが、本日欠席ですので、代わりに7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 7番委員が、報告いたします。 立地基準・農地区分について、農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、下久徳いきいき交流センターから西に約250mです。被害防除現況、東が田んぼ、西が川、南が田んぼ、北が市道です。申請実現の確実性ですけれども、転用済のため確実であるということです。条件及び特記事項に顛末書があります。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。

議 長	以上、報告いたします。 これより、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から3番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番については、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。
————— 議案第4号 —————	
議 長	次に、日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から6番について説明をお願いします。 なお、5番につきましては、取下げになっておりますので省きます。 まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は10ページから11ページでございます。今月の申請件数につきましては、5件となっております。 なお、5番につきましては、27日付けにて、取下げがありましたので、ご報告いたします。 それでは1番につきまして、ご説明いたします。 借り人は、鹿児島市在住の〇〇、貸し人は蒲生町下久徳在住の〇〇、土地の所在は蒲生町下久徳字下原田〇〇番〇 畑、651㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行はありませんが、農地の広がり10ha以上の区域内の農地であり、農地区分は第1種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟139.51㎡です。理由としましては、現在借家で手狭なため、今回実家に近い申請地に自己の住宅を建築したいとのことです。自己資金と融資で対応し、土地改良区の意見書の添付がございました。また、被害防除計画書と面積超の理由書の添付もございました。こちらにつきましては、第1種農地の案件のため、県農業会

議 長 委 員	議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明の1番に関連して、7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 7番委員が、報告いたします。 農地区分は、1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため、問題はありません。申請地の位置ですが、かしわのかりやから北に約60mの位置です。被害防除現況として、東が農道、西、水路、南が農道、北が畑です。実現の確実性ですが、自己資金・融資証明もあり確実であるということです。条件等ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上、報告いたします。
議 長 事務局	次の、2番について事務局の説明を求めます。 それでは2番につきまして、ご説明いたします。 借り人は、始良市長 湯元 敏浩、貸し人は蒲生町北在住の〇〇、土地の所在は蒲生町北字中坪〇〇番〇 田、同字〇〇番〇 田の計2筆の2, 733㎡です。申請地につきましては、市の農業振興地域整備計画において農用地区域内農地に指定されていることから、農用地区域内農地であります。転用目的は駐車場で、理由としましては、蒲生体育館の駐車場が不足しており、また今後の鹿児島国体、レディースゴルフ選手権が開催されるため、駐車場として利用したいとのことです。自己資金で対応し、改良区のほうは区域外のため不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。こちらのほうにつきましては、令和5年3月までの一時転用となっております。またこちらは、農用地区域内農地の案件のため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、5番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。5番委員です。 農地区分といたしましては、農用地区域内農地にありますが、一時転用に該当するため、問題はありません。申請地の位置ですが、蒲生体育館から北へ約40mの位置でございます。被害防除の現況といたしまして、東が農道、西が水路、南が田、北が農道でござい

議 長	ます。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり確実でございます。条件及び特記事項はございません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 終わります。
事務局	次の、3番について事務局の説明を求めます。 それでは3番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は加治木町反土在住の〇〇、譲渡人は永瀬在住の〇〇、土地の所在は、加治木町反土字出口〇〇番〇 田、283㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が第一種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、所有者の台数が多く駐車場が必要なためとのことです。自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。また、顛末書の添付もございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい。5番推進委員が、調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、加治木中学校から西に約200mの位置です。被害防除の現況といたしまして、東は宅地、西は宅地、南は市道、北は河川です。申請実現の確実性としまして、既に埋め立てられているので確実であります。条件及び特記事項は顛末書がありました。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上、終わります。
議 長	次の、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは4番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は鹿児島市の〇〇株式会社代表取締役〇〇、譲渡人は2名おりまして、まず加治木町木田在住の〇〇、土地の所在は、加治木町木田字須崎〇〇番〇 田、同字〇〇番〇 畑の計2筆の1,054㎡です。2人目が、加治木町木田在住の〇〇、土地の所在は、加治木町木田字須崎〇〇番〇 畑、同字〇〇番〇 畑の計2筆の295㎡です。農地区分につきましては、都市計画区域内の用途が近隣商業地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由

議 長	としましては、当社従業員駐車場の建設計画に至るとのことです。自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。また、被害防除計画書の添付もございます。 以上で、説明を終わります。
委 員	ただいまの説明に関連して、6番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。6番委員です。 1月の23日の現地調査の報告でございます。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置でございますけれども、あいり自動車学校の道路を挟んだ隣、北に約10mのところですが。被害防除は、東に市道、西に原野、南に市道、北に原野というふうになっております。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり確実であるということです。条件は特になし。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見でございます。 終わります。
議 長	次の、6番について事務局の説明を求めます。 それでは6番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人は福岡県久留米市在住の〇〇、土地の所在は蒲生町西浦字吉ノ元〇〇番 田、1, 436㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電所で、理由としましては、日照時間が長く、太陽光の設置に最良の場所であるためとのことです。自己資金で対応し、改良区は区域外のため不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、7番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 7番委員が、報告いたします。 農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置ですけれども、火之宇都公民館から東に約50mの位置です。被害防除現況ですけれども、東が市道、西が農道、南が水路、北が雑種地です。申請実現の確実性ですけれども、自己資金証明もあり確実であります。特記事項、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地

議 長	調査委員としましては、許可意見でございます。 以上、報告いたします。 調査員の皆さん、ご苦勞様でした。 これより、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から4番までと6番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から4番までと6番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番までと6番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 なお、1番と2番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
	————— 議案第5号 —————
議 長	次に、日程第7 議案第5号 農地の利用目的変更願についてを議題に供します。 1番から2番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第5号 農地の利用目的変更願についてご説明いたします。総会資料は12ページでございます。今月の申請件数につきましては2件となっております。 それでは1番につきまして、ご説明いたします。申請人は蒲生町北在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は蒲生町北字猿走〇〇番〇田、564㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行はありませんが、農地の広がり10ha以上の区域内の農地であり、農地区分は第1種農地と判断されます。使用目的は畑で、理由としましては、自家用の家庭菜園として利用したいとのことです。なお、被害防除計画書の添付がございます。 以上で説明を終わります。

議 長		ただいまの説明に関連して、5番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	はい。5番推進委員です。 農地区分は、第1種農地でございます。申請地の位置といたしまして、北上公民館から、南東へ約350mの位置でございます。造成工法は現状のままでございます。被害防除現況といたしまして、東が市道、西が水路、南が県道、北が水路。申請実現の確実性といたしまして、現在野菜を栽培しているので、確実であります。条件及び特記事項はございません。総合意見といたしまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。 終わります。
議 長		次の、2番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは2番につきまして、ご説明いたします。申請人は加治木町西別府在住の〇〇、所有者は亡〇〇です。土地の所在は加治木町西別府字前牟田〇〇番〇 田、796㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。使用目的は盛土をして畑で、理由としましては、自家消費のため、季節野菜を栽培しますとのことです。なお、被害防除計画書の添付がございます。 以上で、説明を終わります。
議 長		ただいまの説明に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	はい。8番推進委員です。報告します。 農地区分は、第2種農地で問題ありません。申請地の位置は、菖蒲谷公民館から、西に約5mの位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が田、南は市道、北が田です。申請実現の確実性は、営農計画書もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上です。
議 長		これより、議案第5号 農地の利用目的変更願についての1番から2番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	[質問なし]
議 長		それでは、お諮りいたします。

委員	議案第5号 農地の利用目的変更願についての1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第5号 農地の利用目的変更願についての1番から2番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議長	議案第6号 次に、日程第8 議案第6号 農地あっせん申出（貸付希望）についてを議題に供します。 1番から3番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第6号 農地あっせん申出（貸付希望）についてご説明申し上げます。総会資料は13ページです。今月の申請につきましては、貸付3件となっております。参考資料につきましては40ページからになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1番を説明いたします。 土地の所在が加治木町木田字岩下〇〇番〇 田、字赤坂〇〇番 田の計2筆の1, 614㎡です。申請人は加治木町新生町在住の〇〇、希望小作料は無償ということで、希望貸付期間は3年間です。字岩下〇〇番〇は家庭菜園程度の利用しか出来ないと思われませんが、字赤坂〇〇番のほうは、前の耕作者の方が、平成28年度までは水稻を耕作されていたようです。以上で、1番の説明を終わります。 次に、2番をご説明いたします。 内容につきましては、貸付です。土地の所在が加治木町木田字ユル木堂〇〇番 田、同字〇〇番〇 田、同字〇〇番〇 田の計3筆の2, 023㎡です。申請人は加治木町木田在住の〇〇、希望貸付期間、小作料は農業委員会に一任ということです。ここは、圃場整備等はされていないところです。 次に、3番を説明いたします。 内容につきましては、貸付です。土地の所在は加治木町小山田字中原〇〇番 畑、1, 949㎡です。申請人は霧島市溝辺町在住の〇〇、希望貸付期間は10年から15年ということで、小作料は土地改良区の賦課金のみ支払っていただければよろしいということです。本来は売却したいが、反当10万位でもよろしいですが、なかなか見つからないと思いますので、とりあえず誰か耕作して欲しいということです。 以上で、3番の説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第6号 農地あっせん申出（貸付希望）の1番から3番について、一括して質疑に入ります。質疑のある

	委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員 「質疑・意見なし」 それではお諮りいたします。 議案第6号 農地あっせん申出（貸付希望）の1番から3番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員 [賛成多数] 賛成多数により、議案第6号 農地あっせん申出（貸付希望）の1番から3番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第6号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
議 長	委 員 「意見なし」 いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第6号 農地あっせん申出（貸付希望）についての、 1番と2番については、6番委員に、お願いしたいと思います。 3番については、5番推進委員に、お願いしたいと思います。
議 長	委 員 「はい」 それでは、担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。
議 長	————— 日程第9 議案第7号(1件) ————— 次に、日程第9 議案第7号 農地あっせん申出（借受希望）についてを議題に供します。 1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第7号 農地あっせん申出（借受希望）についてご説明申し上げます。総会資料は14ページです。今月の申請につきましては、1件となっております。参考資料につきましては43ページからになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1番を説明いたします。 内容につきましては、借受です。申請人は下名在住の〇〇、希望地区が住吉・寺師・下名地区周辺、希望面積が5丁歩の水田です。希望貸付期間、小作料は農業委員会に一任ということです。現在、2丁歩程度の経営

議 長	で、建設業者に勤めていらっしゃる兼業農家ですが、希望借受が出来たら、専業農家となり、認定農家を目指したいとのことです。 以上、議案第7号の説明を終わります。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	事務局の説明が終わりました。議案第7号 農地あっせん申出（借受希望）の1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第7号 農地あっせん申出（借受希望）の1番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第7号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
委 員	「意見なし」
議 長	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第7号 農地あっせん申出（借受希望）についての、 1番については、2番推進委員、 4番推進委員に、 お願いしたいと思います。 なお、わたしの担当地区も入っておりますので あっせん委員を、引き受けます。
委 員	「はい」
議 長	それでは、担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。
議 長	————— 議案第8号 ————— 次に、日程第10 議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。

事務局	それでは、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。 本案件につきましては、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積計画され、借主が中間管理機構ですので、別議案として上程しております。なお、資料20ページの83番と84番につきましては、5番夏田委員、85番から88番につきましては4番野元委員にかかる案件となっており、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、議事に参加出来ませんのでよろしくお願いいたします。 それでは、総会資料の15ページを、お開きください。今回、始期を令和2年2月1日として設定する、募集期令和2年V期について、審議していただきます。まず利用権を設定する再配分予定者の氏名、または、名称につきましては、17ページから20ページの各筆明細の一覧表で、ご確認ください。利用権設定を受ける者の氏名、または、名称につきましては、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長 鎮寺 裕人です。本案件は、募集期が12月で、本市で配分計画案を作成したのちに、機構が配分計画を策定したもので、本市農業委員会の決定を受け、市が公告し、県が配分計画を公告・認可することで、効力が発生いたします。総会資料の16ページの借換区分別集計をご覧ください。今回中間管理機構を借主として、利用権の設定をしようとする者は、全体で88件、申請面積は、109,447㎡です。設定する期間は、6年が1件、7年が1件、10年が86件です。今回の設定地域は、加治木町木田地区、蒲生町上久徳地区、白男地区、米丸地区、北地区、漆地区の計6地区です。それぞれの地区の内訳につきまして、ご説明いたします。まず始めに加治木町木田地区の全体は、3筆の面積1,570㎡、借換区分別は、すべてA to A、権利別は賃貸借のみ、期間別はすべて10年です。続きまして、蒲生町上久徳地区の全体は、2筆の面積2,492㎡、借換区分別は、すべて載せ替えで、権利別は賃貸借のみ、期間別はすべて10年です。続きまして、白男地区の全体は、7筆の面積8,367㎡。借換区分別は、新規が1件、A to Aが1件、載せ替えが5件です。権利別はすべて賃貸借で、期間別は7年が1件、10年が6件です。次に米丸地区の全体は4筆の、面積4,606㎡です。借換区分別は、4筆とも載せ替えで、権利別は賃貸借のみ、期間別はすべて10年です。次の北地区の全体は、15筆の、面積18,554㎡。借換区分別は、新規が1件で、載せ替えが14件です。権利別はすべて賃貸借で、期間別は6年が1件、10年が14件です。最後に漆地区の全体は、57筆の面積73,858㎡。借換区分別は、新規が17件、A to Aが27件、載せ替えが13件です。権利別は使用貸借が4件、賃貸借が53件です。期間別はすべて10年となっております。 以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。
-----	--

議 長		それでは、令和2年募集期Ⅴ 各筆1番から82番について、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、令和2年募集期Ⅴ 各筆1番から82番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、令和2年募集期Ⅴ 各筆1番から82番については、原案のとおり決定いたしました。 なお、83番から88番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別に質疑し、採決いたします。 83番から84番の関係者、5番委員の退席をお願いします。
	委 員	（5番委員退席）
議 長		それでは、83番から84番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、令和2年募集期Ⅴ 83番から84番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、令和2年募集期Ⅴ 83番から84番については、原案のとおり決定いたしました。 5番委員は着席してください。
	委 員	（5番委員着席）

議 長		次の、８５番から８８番の関係者、４番委員の退席をお願いします。
	委 員	(４番委員退席)
議 長		それでは、８５番から８８番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第８号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、令和２年募集期Ⅴ ８５番から８８番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第８号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、令和２年募集期Ⅴ ８５番から８８番については、原案のとおり決定いたしました。 ４番委員は着席してください。
	委 員	(４番委員着席)
		—— 日程第１１ 農用地利用集積計画（貸借）合意解約報告 ——
議 長		次に日程第１１ 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告を、いたします。 １月は、４件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約（１月分）を、後ほどご確認ください。こちらにつきましては、議決不要案件となっておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。 以上で、報告を終わります。
議 長		ただ今の事務局説明について、発言のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	「質問・意見なし」
議 長		それでは、この案件は報告ですので これで終わります。

————— 日程第 1 2 農地あっせんの経過報告 —————	
議 長	次に日程第 1 2 農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
事務局	それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 1 9 番の〇〇の貸付の件ですが、今月の 1 号議案の 9 番で利用権が出ております。3 8 番の〇〇の売渡の件ですが、2 月にあっせん会議の予定です。6 7 番と 6 8 番は貸付ですが、2 月に利用権か中間管理機構に貸し付けるかの予定です。 以上で報告を終わります
議 長	あっせん委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。
委 員	[報告なし]
議 長	それでは、事務局からの報告について、発言のある委員は挙手を願います。
委 員	「質問・意見なし」
議 長	ないようですので、この案件は報告ですので、これで終わります。
————— 日程第 1 3 その他 —————	
議 長	それでは日程第 1 3 その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
委 員	「発言なし」
議 長	ないようですので、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。 事務局から何かありますか。
事務局	連絡事項 ○ 農業新聞の記事について（委員活動の記事説明） ○ 農業者等と語る会について ○ 作業グループの 1 年間の活動内容まとめについて ○ 人・農地プラン話合いの日程調整について ○ 農業委員・推進委員の選任について ○ 農政座談会への参加について

議 長	ほかにありますか。 それでは以上をもちまして、令和元年度 第10回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。 〔閉会〕
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____